らの産業を保つことを爲べし　三三是ゐおいてモーセハアモリ人の王シホンの國とバシヤンの王オグの國をもてガドの子孫とルベンの子孫とヨセフの子マナセの支派の半とに與へたり即ちその國およびその境の内の邑々その邑々の周圍の地とを之ゐ與ふ　三四ガドの子孫ハデボンアタロテアロエルアテロテシヨパ　三五ンヤゼルヨグベハ　三六ベテニムラベテハランなどの堅固ある邑を建て羊のためゐ圈を建たり　三七またルベンの子孫ハヘシボンエレアレキリヤタイム　三八子ボバアルメオン等の邑を建てその名を更めまたシブマの邑を建たりその建たる邑々ゐハ新しき名をつけたり　三九またマナセの子マキルの子孫ハギレアデゐ至りてこれを取り其處ゐをりしアモリ人を逐はらひければ　四十モーセギレアデをマナセの子マキルに與へて其處に住ゑむ　四一またマナセの子ヤイルハ往てその村々を取りこれをハヲテヤイル（ヤイル村）と名けたり　四二またノバハ往てケナテとその村々を取り自己の名に依たゞひて之をノバと名けたり

第三十三章

一　イスラエルの子孫がモーセとアロンに導れ其軍旅にゐたゞひてエジプトの國より出きたりて經たる旅路ハ左のごとし　二モーセエホバの命ゐ依りその旅路ゐ志たがひてこれが發程を記せり　三彼らハ正月の十五日にラメセスより出立り即ち踰越の翌日ゐイスラエルの子孫ハ一切のエジプト人の目の前にて高らかゐる手ゐよりて出たり　四時ゐエジプト人ハエホバに擊ころされし其長子を葬りて居りエホバハまた彼らの神々にも罰をくうむらせたまへり　五イスラエルの子孫ラメセスより出立てスコテゐ營を張り　六スコテより出立て曠野の極端ゐるエタムに營を張り　七エタムより出立てバアルゼポンの前なるピハヒロテに轉りゆきてミグドルに營を張り　八ピハヒロテの前より出立ち海の中を通りて曠野ゐ三日路ほど入てメラに營を張り　九メラより出立てエリムに至れりエリムにハ泉十二株櫚七十本ありノ乃ち此ゐ營を張り　十かくてエリムより出たちて紅海の邊ゐ營を張り　十一紅海より出たちてシンの曠野に營を張り　十二シンの曠野より出たちてドフカに營を張り　十三ドフカより出たちてアルシに營を張り　十四アルシより出たちてレピデムに營を張り此にハ民の飲む水ゐらざりき　十五かくてレピデムより出たちてシナイの曠野に營を張り　十六シナイの曠野より出たちてキブロテハッタワゐ營を張り　十七キブロテハッタワより出たちてハゼロテゐ營を張り　十八ハゼロテより出たちてリテマに營を張り　十九リテマより出たちてリンモンパレツゐ營を張り　二十リンモンパレツより出たちてリブナに營を張り　二一リブナより出たちてリッサゐ營を張り　二二リッサより出たちてケヘラタに營を張り　二三ケヘラタより出たちてシヤペル山ゐ營を張り　二四シヤペル山より出たちてハラダゐ營を張り　二五ハラダより出たちてマケロテに營を張り　二六マケロテより出たちてタハテに營を張り　二七タハテより出たちてテラに營を張り　二八テラより出たちてミテカゐ營を張り　二九ミテカより出たちてハシモナに營を張り　三十ハシモナより出たちてモセラゐ營を張り　三一モセラより出たちてベネヤカンゐ營を張り　三二ベネヤカンより出たちてホルハギデガデゐ營を張り　三三ホルハギデガデより出たちてヨテバタゐ營を張り　三四ヨテバタより出たちてアブロナに營を張り　三五アブロナより出たちてエジオンゲベルに營を張り　三六エジオンゲベルより出たちてカデシのチンの曠野に營を張り　三七カデシより出たちてニドムれ國の界なるホル山ゐ營を張り　三八イスラエルの子孫がエジプトの國を出てより四十年の五月の朔日に祭司アロンハホルの命ゐよりてホル山に登りて其處に死り　三九アロンハホル山ゐ死たる時ハ百二十三歳ありき　四十カナンの地の南ゐ住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルの子孫の來るを聞り　四一かくてホル山より出たちてザルモナゐ營を張り　四二ザルモナより出立てエリムに至れりエリムにハ泉十二株櫚七十本ありノ乃ち此ゐ營を張り　四三かくてエリムより出たちて紅海の邊ゐ營を張り　四四紅海より出たちてシンの曠野に營を張り　四五シンの曠野より出たちてドフカに營を張り　四六ドフカより出たちてアルシに營を張り　四七アルシより出たちてレピデムに營を張り此にハ民の飲む水ゐらざりき　四八かくてレピデムより出たちてシナイの曠野に營を張り　四九シナイの曠野より出たちてキブロテハッタワゐ營を張り　五十キブロテハッタワより出たちてハゼロテゐ營を張り　五一ハゼロテより出たちてベネヤカンゐ營を張り　五二ベネヤカンより出たちてホルハギデガデゐ營を張り　五三ホルハギデガデより出たちてヨテバタゐ營を張り　五四ヨテバタより出たちてアブロナに營を張り　五五アブロナより出たちてエジオンゲベルに營を張り　五六エジオンゲベルより出たちてカデシのチンの曠野に營を張り　五七カデシより出たちてニドムれ國の界なるホル山ゐ營を張り　五八イスラエルの子孫がエジプトの國を出てより四十年の五月の朔日に祭司アロンハホルの命ゐよりてホル山に登りて其處に死り　五九アロンハホル山ゐ死たる時ハ百二十三歳ありき　六十カナンの地の南ゐ住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルの子孫の來るを聞り　六一かくてホル山より出たちてザルモナゐ營を張り　六二ザルモナより出

ノ 民廿一〇十
オ 民廿一〇十一
ク 民廿一〇十一
ヤ 民卅二〇三四
マ 耶四八〇廿二 結六〇十四
ケ 民廿一〇廿 申卅二〇四九
フ 民廿二〇一
コ 民二五〇一 書二〇一
エ 申七〇一、二、九〇一 書三十七
テ 出廿三〇二四、卅三、三四〇十三 申七〇二、五十二〇三 書十一〇十二 士二〇二
ア 民二六〇五三、五四、五五
サ 書廿三〇十三 士二〇三 詩百六〇三四、三六 出廿三〇卅三 結二八〇二四
イ 創十七〇八 申一〇七 詩七八〇五五、百五〇十一 結四七〇十四
ロ 書十五〇一 結四七〇十三
ハ 創十四〇三 書十五〇二
ニ 書十五〇三
ホ 民十三〇二六、卅二〇八
ヘ 書十五〇三、四

立てプノンに營を張り 四三 プノンより出たちてオボテに營を張り 四四 オボテより出たちてモアブの界なるイヱアバリムに營を張り 四五 イヰムより出たちてデポンガドに營を張り 四六 デポンガドより出たちてアルモンデブラタイムに營を張り 四七 アルモンデブラタイムより出たちてヲボの前なるアバリムの山々に營を張り 四八 アバリムの山々より出たちてヱリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野に營を張り 四九 すなはちモアブの平野においてヨルダンの邊に營を張りベテヱシモテよりアベルシツテムにいたる○ 五十 ヱリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてヱホバモーセに告て言たまはく 五一 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入る時に 五二 その地に住る民をことごとく汝らの前より逐はらひその石の像をことごとく毀ちその鑄たる像を毀ちその崇邱をことごとく毀ちつくすべし 五三 汝らその地の民を逐はらひて其處に住べし其に我その地を汝らの產業として汝らに與へたればなり 五四 汝らの族にしたがひ鬮をもてその地を分ちて產業となし人多きには多くの產業を與へ人少きには少しの產業を與ふべし各人の分にその鬮にあたれる處にあるべきなり汝らその先祖の支派にしたがひて之を獲べし 五五 然ど汝らもしその地に住る民を汝らの前より逐はらはずば汝らが存しおくところの者汝らの目に刺となり汝の脇に棘となり汝らの住む國において汝らを惱さん 五六 且また我に彼らに爲んと思ひし事を汝らに爲ん

第三十四章

一 ヱホバモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らがカナンの地にいる時に汝らに歸して產業となる地に是なり即ち是カナンの地その境に循へる者 三 汝らの南の方にエドムに接するチンの曠野より起り南の界に鹽海の極端より東の方にいたるべし 四 また汝らの界に南より繞りてアクラビムの坂にいたりてチンに赴き南よりカデシバルネアに亘りハザルアダルに進みアズモンに赴くべし 五 その界にまたアズモンより繞りてエジプトの河にいたり海におよびて盡べし 六 西の界においては大海をもてその界とすべし是を汝らの西の界とす 七 汝らの北の界に是のごとし即ち大海よりホル山までを畫り 八 ホル山よりハマテの入口までを畫りその界をしてゼダデまで亘らしむべし 九 またその界にジフロンに進みハザルエノンにいたりて盡べし是を汝らの北の界とす 十 汝らの東の界にハザルエノンよりシバムまでを畫るべし 十一 またその界にアインの東の方においてシバムよりリブラに下りゆくべし斯その界に下りてキンネレテの海の東の傍に抵り 十二 その界ヨルダンに下りゆきて鹽海におよびて盡べし汝らの國にその周圍の界に依ぬ是のごとくなるべし 十三 モーセイスラエルの子孫に命じて言けるに是すなはち汝らが鬮をもて獲べき地なりヱホバこれを九の支派と半支派とに與へよと命じたまふ 十四 そにルベンの子孫の支派とガドの子孫の支派にともにその宗族にしたがひてその產業を受けまたマナセの半支派もその產業を受たるなり 十五 この二の支派と半支派とにヱリコに對するヨルダンの彼旁すなはちその東日の出る方においてその產業を受たり 十六 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 十七 汝らに地を分つ人々の名に是なり即ち祭司エレアザルとヌンの子ヨシユア 十八 汝らまた各箇の支派より牧伯一人づゝを簡びて地を分つことを爲しむべし 十九 その人々の名に是のごとしユダの支派にてにヱフンネの子カルブ 二十 シメオンの子孫の支派にてにアミホデの子サムエル 二一 ベニヤミンの支派にてにキスロンの子エリダデ 二二 ダンの子孫の支派の牧伯にヨグリの子ブッキ 二三 ヨセフの子孫すなはちマナセの子孫の支派の牧伯にヱポデの子ハニエル 二四 エフライムの子孫の支派の牧伯にシフタンの子ケムエル 二五 ゼブルンの子孫の支派の牧伯にパルナクの子エリザパン 二六 イッサカルの子孫の支派の牧伯はアザンの子パルテエル 二七 アセルの子孫の支派の牧伯に

ト 卅十五 十八 書十五〇四、四七 王上八〇六五 賢二七〇十二
ナ 民卅三〇卅七
リ 民十三〇廿一 王下十四〇二五
メ 結四七〇十五
ル 結四七〇十七
チ 王下廿三〇卅三 耶三九〇五、六
ワ 申三〇十七 書十一〇二、十九〇三五 太十四〇三四 路五〇一
カ 民三四〇三
ヨ 民三四〇一 書十四〇一、二
タ 民卅二〇卅三 書十四〇二、三
レ 書十四〇一、十九〇五一
ノ 民一〇四、十六

シロミの子アヒウデ ナフタリの子孫の支派の牧伯ヽアミホデの子パダヘル
カナンの地において
イスラエルの子孫に産業を分つことをヱホバの命じたまへる人ヽ是のごとし

第三十五章

一 ヱリコに對するヨルダンの邊あるモアブの平野においてヱホバモーセに告て言たまはく
二 イスラエルの子孫ゐ命じてその獲たる産業の中よりレビ人に住べき邑々を與へ
ゑめよ汝らまたろの邑々の周圍に郊地をつけてレビ人に與ふべし
三 ろの邑々ヽ彼らの住べき所その郊地ヽ彼らの家畜貨財ゐよび諸の獸をおくところたるべし
四 汝らがレビ人ゐ與ふる邑々の郊地ヽ邑の石垣より外四周一千キユビトなるべし
五 すゐはち邑の外に於て東の方に二千キユビト南の方ゐ二千キユビト西の方に二千キユビト北の方ゐ二千キユビトを量り邑をろの中にあらゑむべし彼らの邑の郊地ヽ是のごとくゐるべし
六 汝らがレビ人に與ふる邑々ヽ是のごとくなるべし即ち逃遁邑六を與ふべし是ヽ人を殺せる者の其處ゐ逃るべきための者ゐり此外ゐまた邑四十二を與ふべし
七 汝らがレビ人ゐ與ふる邑ヽ都合四十八邑これを其郊地とともに與ふべし
八 汝らイスラエルの子孫の産業の中よりレビ人に邑を與ふるにヽ多く有る者ヽ多く與へ少く有る者ヽ少く與へ各人その獲たる産業にゑたがひてその邑々を之ゐ與ふべし
九 ヱホバまたモーセに告て言たまはく
十 イスラエルの子孫に告てこれゐ言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地ゐ入ば
十一 汝らのために邑を設けて逃遁邑と爲し悞りて人を殺せる者をして其處に逃るべからゑむべし
十二 其ヽ汝らぞ仇打する者を避て逃るべき邑ゐり是ゐるヽ人を殺せる者ぞ未だ會衆の前にたちて審判をうけざる先ゐ殺さること無らんためなり
十三 汝らが予ふる邑々の中六をもて逃遁邑とすべし
十四 すなわち汝らヨルダンの此旁ゐゐいて三の邑を予へカナンの地ゐゐいて三の邑を予へて逃遁邑となすべし
十五 この六の邑ヽイスラエルの子孫と他國人ゐよびろの中ゐ寄寓る者の逃遁場たるべし凡て悞りて人を殺せる者ヽ其處に逃るゝことを得べし
十六 もし鐵の器をもて人を擊て死しめなど是故殺ゐり故殺人ヽかならず殺さるべし
十七 もし人を殺すほどの石を執て人を擊て死しめおゞ是故殺なり故殺人ヽかならず殺さるべし
十八 また人を殺すほどの木の器をとりて人を擊て死しめおなど是故殺なり故殺人ヽかならず殺さるべし
十九 仇を打つ者その故殺人を殺すことを得ゐはち之に遭ふところにて之を殺すことを得るなり
二十 もしまた怨恨のために人を推しまたい意ありて人に物を投うちて死しめ
二一 またい敵の心を挾さみ手をもて人を擊て死しめおゞその人を擊たる者ヽ必ず殺さるべし是故殺おれをゐり仇を打つ者これに遭ふところにて之を殺すことを得べし
二二 然どもし敵の心なくして思はず人を推しまたい意なくして人ゐ物を擲ち
二三 またい人ゐゐるを見ずして人を殺すほどの石を之に投つけて死ゑむること有んにその人これが敵にもゐらずまた之を害せんとせしゐもゐらざる時ヽ
二四 會衆この律法によりてその人を殺せる者と仇打する者とゐ審判を言わたすべし
二五 すなわち會衆ヽ殺人の手より救ひ出してこれをその逃れゆきたる逃遁邑に還すべしろの者ヽ聖膏を灌れたる祭司の長の死るまで其處に居べし
二六 然ど人を殺し〻者その逃れし逃遁邑の境を出でたらんに
二七 仇打する者その逃遁邑の境の外にてこれに遭ことゐりて仇打する者すなはちその人を殺し〻者を殺すことゐるとも血をゐがせる罪ゐらじ
二八 其ヽ彼ヽ祭司の長の死るまでその逃遁邑に居べき者なれゞもなり祭司の長の死たる後ヽその人を殺せし者ゐのれの産業の地にかへることを得べし
二九 汝ら代々ろの住所ゐゐいて是を審判の法度とすべし
三十 凡て人を殺せる者すなはち故殺人ヽ証人の口に依たがひて殺さるべし然ど只一人の証人の言に依たぐひて人を殺すことを爲べからず
三一 汝ら死ゐ當る故殺人の生命を贖ふべからず

ム 詩百六〇三八 采四〇十一
ウ 創九〇六
井 利十八〇二五 申廿一〇廿三
ノ 出二九〇四、五四六
イ 民二六〇二九
ロ 民二六〇五五、卅三〇五四 書十七〇三
ハ 民二七〇一、七 書十七〇三、四
ニ 利二五〇十
ホ 民二七〇七
ヘ 民三六〇十二
ト 王上廿一〇三
チ 代上廿三〇廿二

はしむべからず必ずこれを殺すべし 三二 また逃遁邑に逃れたる者の贖を容て祭司の死ざる前にこれを自己の地に歸り住しむる勿れ 三三 汝らその居ところの地を汚すべからず血は地を汚すなり地の上に流せる血は之を流せる者の血をもてするに非れば贖ふことを得ざるなり 三四 汝らその住ところの地すなはち我が居ところの地を汚すなかれ其は我ヱホバイスラエルの子孫の中に居ばなり

第三十六章

一 ヨセフの子等の族の中マナセの子マキルの子なるギレアデの子等の族の族長等進みよりてモーセの前とイスラエルの子孫の族長たる牧伯等の前に語り 二 言けるはイスラエルの子孫にその產業の地を鬮によりて與ふることをヱホバわが主に命じたまへり吾主またわれらの兄弟ゼロペハデの產業をその女子等に與ふべしとヱホバに命ぜられたまふ 三 彼らもしイスラエルの子孫の中他の支派の人々に嫁ぎなば彼らの產業はわれらの父祖の產業の中より除去れてその適る支派の產業に加はるべし斯是は我らの產業の分の中より除去れん 四 而して彼らの產業はイスラエルの子孫のヨベルに至りてその適る支派は產業に加はるべし斯かれらの產業は我らの父祖の支派の產業の中より除去れん 五 モーセヱホバの言にしたがひてイスラエルの子孫に命じて言ふヨセフの子等の支派の言ところは善し 六 ゼロペハデの女子等の事につきてヱホバの命じたまふところは是のごとし云く彼らはその心に適ふ者に嫁ぐべけれど惟その父祖の支派の家にのみ嫁ぐべし 七 然せばイスラエルの子孫の產業この支派よりかの支派に移ることあらじイスラエルの子孫はみな各箇その父祖の支派の產業に止まるべきなり 八 イスラエルの子孫の支派の中凡そ產業を有る女は皆おのれの父の支派の家に嫁ぐべし然せばイスラエルの子孫おの〳〵その父祖の產業を保つことを得ん 九 產業をしてこの支派よりかの支派に移らしむべからずイスラエルの子孫の支派の

リ 民二七〇一
ヌ 民二六〇三、卅三〇五十

者は皆おの〳〵自己の產業にとゞまるべし 十 是においてゼロペハデの女子等はヱホバのモーセに命じたまへる如くせり 十一 即ちゼロペハデの女子等マアラテルザホグラミルカおよびノアはその父の兄弟の子等に嫁げり 十二 彼らはヨセフの子マナセの子等の家に嫁ぎたればその產業はその父の族の支派に止まれり 十三 是等はヱリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてヱホバがモーセによりてイスラエルの子孫に命じたまひし命令と律法なり

民數紀畧　終

申命記

第一章

一 是はモーセがヨルダンの此旁の曠野紅海に對する平野ゐ在てパラントペルラバンハゼロデ
ザハブの間ゐてイスラエルの一切の人に告たる言語なり 二 ホレブよりセイル山の路を經てカデシバルネ
アゐ至るに十一日路あり 三 第四十年の十一月ゐいたりての月の一日にモーセがイスラエルの子孫にむ
かひてエホバが彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たり 四 是はモーセがヘシボンゐ住るアモ
リ人の王シホンおよびエデレイのアシタロテゐ住るバシヤンの王オグを殺したる後なりき 五 即ちモーセ
ヨルダンの此旁ゐるモアブの地においてこの律法を解明すことを爲し始めたり曰く 六 我らの神エホバホ
レブにて我らに告て言たまへり汝らゐてこの山に居ること日すでに久し 七 汝ら身を轉らして途に進みアモリ
人の山に往き其に鄰れる處々ゐ往さ平野、山地、窪地、南の地、海邊、カナン人の地レバノンおよび大河ユ
フラテ河に到れ 八 我この地を汝らの前に置り入てこの地を獲よ是はエホバがの汝らの先祖アブラハムイサ
クヤコブに誓ひて之を彼らとその後の子孫に與へんと言たまひし者ゐりと 九 彼時我なんぢらに語りて言
り我は一人ゐていま汝らをわが任として負ことゐたえず 十 汝らの神エホバ汝らを衆多ならしめたまひたれ
バ汝ら今日は天空の星のごとくに衆し 十一 願くは汝らの先祖の神エホバ汝らをして今あるよりは千倍も多
くならしめ又なんぢらに約束せしごとく汝らを祝福たまへんことを 十二 我一人ゐていま事で汝らを吾任とな
しまた汝らの重負と汝らの爭競に當ることを得んや 十三 汝らの支派の中より智慧あり知識ありて人に識れ
たる人々を簡べ我これを汝らの首長とゐさんと 十四 時に汝ら答へて言り汝ご言ところの事を爲は善しと
是をもて我汝らの支派の首長ゐる智慧ありて人ゐ知れたる者等を取て汝らの首長となり即ち之をもて

イ 書九〇一、十、廿二〇四、七
ロ 民十三〇二六、申九〇廿三
ハ 民卅三〇三八
ニ 民廿一〇二四、卅三
ホ 民廿一〇卅三、書十三〇十二
ヘ 出三〇一
ト 出十九〇一、民十〇十一
チ 創十二〇七、十五〇十八、十七〇七、八二六〇四、二八〇十三
リ 出十八〇十八、民十一〇十四
ヌ 創十五〇五、申十〇廿二、二八〇六二
ル 伊十二四〇三
ヲ 創十五〇五、廿二〇十七、二六〇四、出卅二〇十三
ワ 王上三〇八、九
カ 出十八〇廿一、民十一〇十六、十七
ヨ 出十八〇二五

タ 申十六〇十八 詩七〇二四
レ 利二四〇廿二
ソ 利十九〇十五 申十六〇十九 母上十六〇一 箴二四
ツ 〇廿三 雅二〇一 代下十九〇六
子 出十八〇廿二、二六
ナ 民十〇十二 申八〇十五 耶二〇六
ラ 民十三〇二六
ム 書一〇九
ウ 民十三〇三
井 民十三〇廿二、廿三〇廿四
ノ 民十三〇二七
オ 民十四〇一、二、三、四 詩百六〇二四、二五
ク 申九〇二八
ヤ 民十三〇二八、卅一、卅二 〇卅三 申九〇一、二
マ 民十三〇二八
ケ 書二〇十一
フ 出十四〇十四、二五 尼四 〇廿

千人の長百人の長五十人の長拾人の長とをしまた汝らの支派の中の官吏とをせり 十六 また彼時に我汝らの士師等に命じて言り汝らその兄弟の中の訴訟を聽き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人においても然り 十七 汝ら人を視て審判すべからず小き者にも大なる者にも聽べし人の面を懼るべからず審判ハ神の事をれバなり汝らにおいて斷定がたき事ハ我に持きたれ我これを聽ん 十八 我かの時に汝らの爲べき事をことゝく汝らに命じたりき〇 十九 我儕の神ヱホバの我儕に命じたまひしごとくに我儕ハホレブより出たち汝らが見知るゐの大なる畏しき曠野を通りアモリ人の山を指てカデシバルネアに至れり 二十 時に我をんぢらに言り汝らハ我らの神ヱホバの我らに與へたまへるアモリ人の山に至れり 二一 視よ汝の神ヱホバこの地を汝の前に置たまふ汝の先祖の神ヱホバの汝に言たまふごとく上り往てこれを獲よ懼るゝなかれ猶豫をかれと 二二 汝らみな我に近りて言り我儕人を我らの先に遣してゐの地を伺察しめ彼らをして返て何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告しめんと 二三 この言わが目に善と見ければ我汝らの中より十二人の者を取り卽ち一の支派より一人宛をりき 二四 彼等前みゆきて山に登りエシコルの谷にいたり之を伺ひ 二五 ゐの地の菓物を手に取てわれらの許に持くだり我らに復命して言り我儕の神ヱホバの我儕に與へたまへる地は善地をりと 二六 然るに汝等ハ上り往ことを好まずして汝らの神ヱホバの命令に背けり 二七 すをわち汝らその天幕にて眩きて言りヱホバわれらを惡むが故に我らをアモリ人の手に付して滅ぼさんとてヱジプトの國より我らを導き出せり 二八 我儕ハ何方に往べきや我らの兄弟等ハ言ふゐの民ハ我らよりも大にして身長たかく邑々ハ大にしてゐの石垣ハ天に達る我らまたアナクの子孫を其處に見たりと斯いひて我らの氣を挫けりと 二九 時に我をんぢらに言り怖る勿れ懼るなかれ 三十 汝らに先ち行たまふ汝らの神ヱホバヱ

コ 出十九〇四 申卅二〇十一、十二 賽四六〇三、四、六三〇九 何十一〇三 徒十三〇十八
エ 詩百六〇二四 猶五
テ 出十三〇廿一 詩七八〇十四
ア 民十〇卅三 詩廿〇六
サ 申二〇十四、十五
キ 民十四〇廿二、廿三 詩九五〇十一
ユ 民十四〇二四、卅 書十四〇九
メ 民十四〇二四
ミ 民廿〇十二、二七〇十四 申三〇二六、四〇廿一、三四〇四 詩百六〇卅二
シ 出二四〇十三、卅三〇十一 母上十六〇廿二
ヱ 民十四〇卅
ヒ 民二七〇十八、十九 申卅一〇七、廿三
モ 民十四〇卅一
セ 民十四〇三
ス 賽七〇十五、十六 羅九〇十一
イ 民十四〇二五
ロ 民十四〇四十
ハ 民十四〇四二
ニ 民十四〇四四、四五
ホ 詩百十八〇十二

ジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて諸の事をなしたまひし如く今また汝らのために戰ひたまはん 三一 曠野においてハ汝また汝の神ヱホバが人のゐの子を抱くが如くに汝を抱きたまひしを見たり汝らが此處にいたるまでその路すがら常に然ありしなりと 三二 この言ををせども汝らハなほその神ヱホバを信ぜざりき 三三 ヱホバハ途にありてハ汝らに先ちゆきて汝らが營を張べき處を尋ね夜ハ火の中にあり晝ハ雲の中にありて汝らの行べき途を示したまへる者をり 三四 ヱホバ汝らの言語の聲を聞て怒り誓て言たまひけらく 三五 この惡き代の人々の中にハ我が汝らの先祖等に與へんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし 三六 只ヱフンネの子カルブのミ之を見ることを得ん彼が踐たりし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其ハ彼まつたくヱホバに從ひたれバなり 三七 ヱホバまた汝らの故をもて我をも怒て言たまへり汝もまた彼處に入ことを得ず 三八 汝の前に侍るヌンの子ヨシユアあしこに入べし彼に力をつけよ彼イスラエルをして之を獲しむべし 三九 また汝等が掠められんと言たりしゐの汝らの子女および當日にをは善惡を辨へざりし汝らの幼兒等彼ら卽はちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし 四十 汝らハ身をめぐらし紅海の途より曠野に進みいるべしと 四一 然るに汝ら對て我にいへり我儕ハヱホバにむかひて罪を犯せり然バわれらの神ヱホバの凡て我らに命じたまへるがおとく我ら上りゆきて戰はんと汝らおの〳〵武器を身に帶て輕々しく山に登らんとせり 四二 時にヱホバわれに言たまひけるハ汝かれらに言へ汝ら上りゆくなかれ又戰ふなかれ我なんぢらの中間に居ざれバなり汝ら恐らくハゐの敵に打敗られんと 四三 われかく汝らに告たるに汝ら聽ずしてヱホバの命令に背き自擅に山に登りたりしが 四四 ゐの山に住るアモリ人汝等にむかひて出きたり蜂の驅がごとくに汝らを驅ちらしをんぢらをセイルに打敗りてホルマにおよべり 四五 斯りしかバな